

6月10日 総務教育常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和8年6月10日(水) 午前9時00分～午前11時25分 第1委員会室
○出席議員 齊尾智弘、永田恭彦、中井宏衛、河本文哉、秋山修、長谷川昭二
前田栄治
○欠席議員 なし
○他の出席を なし
求めた議員
○執行部職員等 小澤総務課長、前田町民課長、松本教育総務課長
○議会事務局 手嶋局長、宇山主任

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 (9:00)

○永田副委員長

おはようございます。ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

発言の際は、マイクのスイッチをオンにし、大きな声で最後まではっきりとお話ししていただきますようお願いいたします。

では、委員長挨拶。

2 委員長あいさつ

○齊尾委員長

皆さん、おはようございます。梅雨に入りましたが、なかなか梅雨らしくないという天気が続いているかなと思います。ただ、梅雨につきましては、後半によく災害が起こったりということがございますので、今後の成り行きを皆様のほうで、町民の生活含め注視していただけたらと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

3 所管事務調査について

○齊尾委員長

それでは、所管事務の調査に入らせていただきます。

日程第3、事前に通告のあった件について担当課に説明していただきます。その後、質疑をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、前田委員のほうから通告のありましたスクールバスについて、前回の委員会で質問がありましたけども、それについて、その後、教育総務課のほうでどのような意見交換があったか、これについて説明を求めます。

松本課長。

○松本教育総務課長

おはようございます。スクールバスの件につきましては、3月議会の予算決算常任委員会で教育長が答弁しましたとおり、令和8年度において、これまでの基準がどうかということも含めて、全体の整理をするということで答弁させていただいておりますので、今年度整理するようにしております。

今のスケジュール感ですけども、今月予定しています総合教育会議で、議題として町長、教育委員さんのほうに、事務局から現状を説明させていただいて、まずは御意見いただこうかなというふうには思っているところです。その意見も踏まえまして、事務局のほうでまた整理をさせていただいて、秋にまた2回目がありますので、2回目の総合教育会議までに整理をいたしまして、説明もしていこうかなというふうに思っております。

す。そういった中で、令和9年度の予算に反映していくというようなことを考えております。以上でございます。

○齊尾委員長

説明がありました。

前田委員。

○前田委員

ありがとうございます。今回、一般質問でもされておられるんですけども、私もいろんな人から言われて、ちょっとどうなってんのかなということで、3月の委員会とか、ここでも話ししましたし、予算決算常任委員会でも教育長の答弁を受けたところです。

それで、本当、あの場では、僕もちょっともう少しぐっと入って発言をしたらよかったなと思うんですけど、今年の夏がやっぱり非常に心配だということがあります。ここまで来たもんですから1年待てばってというような話、何十年も待ったんだから1年待てばっていう話もあるんですけど、やっぱり1年1年が、今年もどうもかなり暑い夏って言われておりますし、教育委員会なり、教育総務課として、今年の夏の対策について、スクールバスも含めて、何か考えておられることとかありますか。

○齊尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

改めて特に何か新しいことということは考えてはおりません。

ただ、一般質問の中で教育長も答弁しましたように、通学に関しての安全っていうものについては、学校、保護者、教育委員会、また、道路の設置者だとか、警察だとか、それぞれの責任があり、それぞれの協力が得れて、初めて安全に登校できると思っております。

ですので、そういった中で、暑さ対策につきましては、これまでもお願いしているところで、きちんと暑さ対策をした上で子どもを送り出していきたいということもありますし、徒歩通学であろうがバス通学であろうが、通学途中の安全対策について保護者の御協力を得られないと、やはり安全ということにはできないと思います。そういったところでいうと、スクールバスにしても、乗るまで見ていただくとか、通学についても、今もしていただいていますけど、一緒に登校していただいているとか、そういったことが必要になってくるかなと思っております。

ただ、このことを考えたときに、これも課題の一つとして、ごめんなさい、これは協議してるものではなくて、今私が考えていることというふうにお聞きしていただけたらありがたいんですが、暑さ対策についても、休校というようなことも考えないといけないのかなというふうには考えております。昨年度についてちょっと調べてみたときに、特別警戒アラートまで出た日っていうのはなかったんですけども、じゃあ、そういったことが予想されるときに、安全に通学、それは距離に応じてリスクも上がるんですけども、そういったことも踏まえた上での安全っていうことは必要かなと。これについては、台風時や大雨時の通学路の安全がどうかっていうことの判断っていうことも視野に入れていかないといけないのかなというようにも考えているところです。以上でございます。

○齊尾委員長

前田委員。

○前田委員

ありがとうございます。

課長に前回お話しさせてもらって、3キロ（メートル（以降、同様））っていう基準は合併前の基準で来てて、いつからかっていうもんも分かりませんということだったん

ですね。あのときに、片道3キロっていうと、北条小学校でいうなら、測ると北条ワインがほぼほぼちょうど3キロ。あれを考えたときに、旧北条でいうと、ほぼほぼスクールバスの対象外っていうことになるですね。旧大栄にしても、それこそ栄地区以外はほぼほぼ対象外っていう話になってしまうので、それで、今回、いろいろ資料を見させていただくと、例えば瀬戸であるとか、前も言わせてもらいましたが、干目は直線距離でいうなら1キロくらいですよ。ただ、スクールバスなり、直線距離で行けない理由もあったりするんでしょうから、スクールバスっていうことに合併前から来てるので改善はされてないと思うんですけども、ちょっと公平感がないかなって思います。前回は、同じ話になりますけど、合併したときにその話をしたときに、やっぱり旧大栄地区はアップダウンがどうしてもあったり、木々の陰に隠れて、50メートル先、100メートル先が見えないところが多いので、何か安全だとか、不審者の声がけだとか、そういうことがあったときに、とても子どもを守り切れないのでっていうようなことを言われたことがあります。

なので、そういう事情も踏まえた場合に、干目の1キロをどうのこうのっていう気はないんですけども、やっぱり今々困ってる、今回、さつきヶ丘はよくなったんですけど、さつきヶ丘の子どもたちのお父さん、お母さんに聞くと、本当、学校に行ったらぐったり、授業どころじゃない。今度、帰りは、学童に行く子も多いんであれなんですけども、帰る子は、また帰ったら宿題どころじゃないっていうような、ぐったりしちゃってと、夏は。それで、夏じゃなくても、やっぱり距離が距離なので、歩く距離としてはちょっと非常に遠いと。なので、さつきヶ丘は非常によくしてもらったんですけど、今あるのは北条島、ほとんど日陰がない状態であの距離を歩くっていうことになりますので、非常に今年心配しております。

前置きが長なっちゃったんですけど、課長に聞きたいのが、3月のときには、バスの中に余裕がありませんよっていうことでした。例えば今、北条島の子どもが乗った場合に、行き帰りあると思うんですけど、帰りは大分余裕があると思うんですけど、行き、特に登校ですけども、何人おって、とっても乗れる状況にないのかっていうのをちょっと教えてもらいたい。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

まず、答弁をする前に、この間、皆さんも御存じのとおりで、令和8年度の学校運営についてのPTA要望があって、回答はさせていただいております。その回答に対して、PTA、各子ども会からの御相談は一切ありません。ですので、そのの部分に対しては、回答を御理解いただいたという考え方で進めさせていただいております。これについては例年どおりです。これまでもスクールバス、登校に、ほかのこともそうなんですけども、回答させていただいたものについて疑問があったりですとか、何とかならないかというようなお声については、PTA全体なりで相談はある場合もありますし、各子ども会で改めて子ども会としての要望を上げられているところもあります。そういったところについては個別に対応させていただいてるということは御理解いただきたいということと、今年度についてはそういうことがなかったので、御理解いただいているという前提で進めさせていただいてるということは御理解いただきたいところです。

ていうところで、その前に、今日の資料にはつけてないんですが、これもちょっともう一回整理したいなと思ってるところがあるんですけど、今、教育総務課としてスクールバスの運行の3キロ基準云々もあるんですけど、その中で、各自治会がどういう状況かというところを若干説明させていただきたいんですが、例えば北条については、スクールバスというものが、歴史的にいうとこれまでなかった。平成26年ぐらいだったか

な、初めてスクールバスが……。

○齊尾委員長

課長。質問は人数とか。

○松本教育総務課長

ごめんなさい。じゃあ、まずは先に人数言いますね。現状を知っていただいたほうが、多分理解が早いのかなと。

すみません、まずは、じゃあ、現状ですね。現状としまして、今、北条島につきましては、9名の児童がいるというふうに考えております。

現在の夏季のスクールバスの状況ですけれども、資料（「【R8】北条小スクールバス時刻表保護者通知」参照）を見ていただきまして、2ページ目、スクールバスの時刻表のほうです。スクールバス時刻表のほうを見ていただいて、2ページ目の一番下に夏季・冬季のスクールバスの運行状況があるんですけど。

ちなみに、北条は、スクールバスとして使っていただいている車両についてはマイクロバスになりますんで、1台はスクールバス用として買っているもの、1台は福祉バスをお借りしていますっていう状況で、座席数が補助席合わせて、ちょっとどっちがどっちっていうのを聞いてこなかったんですが、1台が28人乗り、もう1台が29人乗りという状況です。

その表に戻りますが、さつきヶ丘も含めて全員が乗ると、1号車の第1線、28人、2号車の第1線が27人、第2線が24人、さつきヶ丘が現在31人いますので、1台では乗れない状況があるということで、第2線だけでは走れないということで、曲を行った後、今年度についてはさつきを行っているというような状況です。

北条の先ほどの距離のことを言うと、今、路線バスを含めて、下神が一番近いですが、2.3キロという表示をしておりますが、距離の話をする、次に遠いのが江北、2.2キロ、次が北条島、2キロ、約です、というふうに捉えています。ちょっとこれについてももう一回確認してみたほうがいいかなとは思っていますが。この江北の中には、小河原団地も入ってます。子ども会が今、江北と小河原団地がどうも一緒になっとられるようで、子ども会のほうから、ここを集合場所として、通学路はこれでいきますよっていうところを通学路としてうちは整理してるんですけども、なので、実際には、小河原団地のお子さん、今3人ほどいるんですけど、もっと歩いてるはずですよ。てなったときに、例えば、じゃあ、要望は出てないとはいえ、北条島を、いいですよ、じゃあ、江北や小河原のほう、どうですかって言われたとき、我々、回答できません。そういったことも含めて、もう一回整理をしたいというところです。

これは、大栄も同じです。大栄も、3キロと言いながらも、3キロを切っている例えば西園、瀬戸、妻波、これについては、1、2年生や1から3年生についてをバスで登校させてます。ただ、いや、瀬戸については帰りはバスなんですけども、西園や瀬戸については2.6キロ、2.7キロ、妻波は2.3キロ。

じゃあ、町全体として考えたときに、例えばスクールバス1台を確保できたとして、じゃあ、どこに配置するのが一番いいのかっていう課題が出てきますってなったときに、じゃあ、要望が出ているから、分かりましたっていうことにはならないと思っています。ただ、要望が出てくる中で、以前もあった、実際にちょっと行われたかどうかは確認をしませんけども、例えば下神の子ども会から、今の冬季バスの定期を町負担にしてるのは平成29年度からなんですけど、それ以前から要望が出てました、冬季バスについては。そこについての回答としては、保護者負担で行ってくださいという回答をさせていただいてます。多分、保護者負担でバス乗っ取られたと思います。

ですので、例えば北条島が、子どもたちの命が大切だし、安全確認として路線バスで登校させてくれって言われるのであれば、そこは保護者の判断ですし、保護者の負担で

すので、そこを駄目ですと言うつもりはありません。

ただ、全体に公平な判断、皆さんが、御理解いただけない方もあるにしても、大多数の人がそうだよなって言っていただけるような判断をしないといけないと感じながら仕事をしている我々の立場としては、やはり、これまでこういったお話しさせていただいてないんですけども、そういったところも踏まえた上で判断をしないといけないと思っていますというところなんです。ですので、そういったことの課題も含めて、じゃあ、こういった状況がいいのかっていうのは整理をさせていただきたいということです。

もう少し言うと、やはりこの間、バスについての運転手の能力的なところが事故の原因であるんじゃないかと思われるような事故も起こってます。そういったときに、簡単に見つけれますとはよう言えませんし、もう少し課題感を言うと、大栄のスクールバス、これについてはかなり老朽化してます。そうしたときに、今の大きさのバスを確保するのかわからないのか。今のバスの大きさを確保すれば、運転手の確保っていうのはかなり厳しくなりますし、バスの安全性っていうものもリスクも上がります、大型なだけに。これを中型に替えれば、今、座席数が約50ぐらいあるんですけども、座席数が29になります。じゃあ、それをどうしたらいいのか、今後の運行として何を取るのかっていうのはすごく課題だなと思ってます。

大栄については、恐らくスクールバスを運行してるのは、合併時、大栄小学校ができたときに、遠距離っていうことがあったと思うんです、特に栄地区について。そこでバスが入ったんじゃないかなというふうに思ってます。

国の基準としましては、これについては、別にこれでやりなさいっていう基準ではなくて、スクールバスを購入したりするときの基準として、小学生であれば4キロ以上、通学時間が1時間以上みたいなきにしますよっていう、スクールバスの導入についてはそこしか決まりがないのが現状ですので、あとの3キロにするだとか、2キロにするだとかっていうのは町の考え方ということでございますので、ですので、そういったところもあって、北栄町としては、一つの基準として3キロというところで運行しながらも、3キロ未満2キロ以上のところについてを、これまで要望等もお聞きしながら運営してきているっていうのが今の現状でございます。以上です。

○齊尾委員長

前田委員。

○前田委員

課長が言いなつたとおりで、僕は、国の基準は関係ないと思っとるんです。先ほどですけど、アップダウンがあつたり、陰があつたり、山があつたり、いろいろするもんですから、谷があり、だから、もうそこは町の基準でやんなりゃええっていう話はまず一つ先に前置きとして言わせていただいて、なので、小河原のことは気になってはおつたんです。江北と一緒になつとるというのはちょっと知らなかったんであれですけども、江北が2.3キロっていうのは、江北の公民館まで2.3キロ、とってもありませんけんね、もっと近いですが。どこが集合場所になつとんなるのか分からんもんですから、江北は、あれですけども、江北まで2.3キロは、正直言うとないです。江北にしても、中道がずっと日差しを遮るところがありませんので、それ以外のところは結構、陰あるんですよ。国坂の中のほうに入って、ずっと行きますし、江北の中もほぼ密集地なんで、あの中道ぐらいがずっと太陽さんに照らされるっていう形になると思います。

言われるように、ちょっと話があれですけど、例えば中学校の徒歩通、自転車通の基準が前はありましたよね。そうすると、地区っていうのは入り組んどりますので、何で自分よりも近いところの人が自転車で、何で自分が徒歩なのっていう疑問はやっぱたくさん出たので、今じゃもう近さ関係なく、自転車でも徒歩でももう皆さん自由にどうぞっていうのが、中学生になるとそれが選べれるんでいいんですけど、小学生で、確か

に言われるように、距離だけとか、いろんな基準を考えたときに、何であそこはスクールバスで、そこより遠い自分たちが歩きなのっていう疑問は出てくると思います。実際今でももう出とると思いますよ。この間言ったみたいに、下神のほうに近いのに、なんでつきは歩きだったのっていう話になっちゃうので、そこはちょっと、それを言うと全員がスクールバスに乗れるよっていう話になっちゃうんで、それも言わせてもらいます。

大栄の話出しましたが、大栄のこともちょっとこの後聞こうと思ったんですけど、大栄のスクールバス、大きいのを2台持つかずに、1台を北条側に回して、北条側の28人乗りなり29人乗りを大栄地区のほうに回したらどうなんですかっていうのをあんとき聞いたのは、大栄地区のスクールバスの利用している人数が、あんなに大きいバスに、先ほど50人ぐらい乗れるっていうことでしたけども、どのくらい乗ってるのかっていうのも気になったんです。さっきの人数を聞くと、北条地区のほうを取っても、もう北条島の9人が乗れるスペースはないですんであれですけども、大栄地区のほうのスクールバスの乗車数が少なければ、それ、やっぱり同じ町内ですので、交換してもいいんじゃないのっていうぐらいの感じなんですけども、その辺について大栄のほうの乗車人数っていうのは、今分かりますか。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

そしたら、大栄スクールバスの時刻表のほうを見ていただいて、2ページ目をお願いします。（「【R8】大栄小スクールバス時刻表保護者通知」参照）中ほどのAコースで、結局はAコース、Bコースも入れ替わってるだけですので、時間が、同じコースですので、説明させていただきますと、今、Aコース——ちなみに、大栄のバスについて、1号車が座席数が46、定員は、立ち席含む77人、2号車が座席数が50、定員が立ち席含む78人ですけど、私の立場から言ったら、立ち席は使いたくないです。事故が起こったときに、ただ、帰りは立ち席を使ってることがあります、現状としてっていうところは御理解いただきたいと思います。

というところで、2ページのほうで、2の登校バス運行時刻のAコースを御覧ください。第1線です。第1線が今30人です。第2線が34人、第3線が47人、第4線が37人というように、大分人数も減っている状況はあるのかなというふうには思いますけど、そういった状況もありますので、ちょっと北条のほうに回すっていうのは難しいかなというところと、あと、例えばこれを、第1線と第2線を一緒にしちゃうと、1時間近く乗とらないといけない児童が出てきますんで、ちょっとそれは避けたいなというところがありますというような現状というところです。以上です。

○斉尾委員長

前田委員。

○前田委員

分かりました。今のを聞くと、とても大栄の大きなバス2台のうちの1台を回してねっていうのは無理ですし、北条のほうに持ってきても乗れないっていう話に、28人のを持ってきても乗れないっちゃうことになっちゃいますんで、そこはちょっと理解をさせていただきました。

それで、先ほどPTAのほうからも、要望に対して回答して、何もないっていうことは理解していただけたということなんですけど、すみません、その回答の後に、PTAの動きとか、北条島の方がどう言っとられるとか、その後のことを僕もちゃんと聞いたらよかったんですけど、ちょっと聞いてないもんで、今回こういう2月に時刻表から流れからはもう示されてやっちゃっとられるので、今さらこれを変えなさいなんてことは

とっても言える話ではないので、そういうことを言うつもりはありませんけども、先ほど総合教育会議のときに話をされるっていうことだったんですけども、そのときに町長も出られるって言われましたか、教育長と町長か。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

総合教育会議は、町長が参集、集める側、主催側です。ですので、出席者は、町長、あとは教育長を含む教育委員さん5名です。事務局側に教育委員会の管理職と、あと、ちょっと出れる出れないがあるんですけど、予定によって、副町長、総務課長、企画財政課長に同席していただいて、ですので、そこのお話を聞いていただいた上で、今後の業務をさせていただくというようなことをさせていただいてます。

○斉尾委員長

前田委員。

○前田委員

最後に。多分最後にします。

先ほど、町長がっていう話させてもらったのと、この間、一般質問の話を聞かれたりとか、3月のときに私が言ったのを聞いておられて、やっぱり酷暑だし、何とかしてあげたいなっていうことは町長も言っとられました。ただ、あの場では町長の答弁の権利、権利って言ったら変ですけど、町長の答弁はないですんで、教育長に通告しとられますのであれですけども、町長としても、教育委員会とか学校とかいろんなこと話合って、もう少し何とか通学とか帰宅の環境をよくしたいなっていうことを言っておられましたので、お金のことは心配すんなみみたいな言い方はしとられませんけども、そちらのほうに関しては、やっぱり子どもの安全とか、そういうことが大事なので、そういうところはもうしっかり措置させてもらいますっていうことは言っとられましたんで、ぜひその総合教育会議の中で、1回目にそういうのがあって、2回目、3回目と、来年に向けて、これ、2月にはもう来年のを出しちゃわれるっていうことになると、もう今年の年末近くまでには結論を出さないといけませんし、結論を出したとしても、それから例えばバスを1台を増やすよっていても、今度はバスが入ってこんよみみたいな話になっちゃったらいけないので、早めに進めていただきたいです。

まず、1つ目が、町長もそういう感じで思いがあらわれるみたいですし、総合教育会議に対して、1回目、2回目としていく中で、来年度の運行についてはいつぐらいに結論を出していく予定にされとるか。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

ありがとうございます。予算のことも考えれば、年末、当初予算要求の頃には、ある程度の方向性は考え、町長との協議は終了してないといけないだろうなというふうには考えています。

ただ、やはり、何ですかね、単年とか数年で終わる事業であるのであれば、そういった目線で事業も組めるんですけども、スクールバスというか、登下校全体としては、やはり安全が第一ということがありますし、その中で、継続性を担保できるのかというところがあります。

正直申しまして、今のやり方も含めてで、運転手さんの確保ってすごく難しいんです。さつきヶ丘の部分についても、結構無理くりなところもあったりで、ちょっと今年やってもいいよっていう人も1人ありますので、代替人として1人確保できそうかなという感じではあるんですけども、今、さつきヶ丘を増やしたことによってお願いした方に

ついても、別途業務を持っとられますんで、やはりできないんですみたいなところになると、その代わりを運転していただく方を探すの大変です、正直言って。

もうちょっと言うと、大栄のスクールバスについては、教育委員会のほうでの常時雇用で2名、これについてはスクールバスと学校給食センターの配送業務、この業務を担っていただけてますんで、お二人を常時雇ってます。年休とかの代替が要るときは、総務課の登録されている運転手さんでお願いできる、単発ならしてもいいよっていう方をお願いをしています。北条のほうについても、結局は総務課の福祉バスの運転手さんに登録していただけてる中でしてもいいよって言っていただいた、基本は2名の方にしていただけてるっていう現状がありますんで、本当にこの人たちに何かあると、たちまちバスの運行できなくなってしまうっていうのが今の現状ということで、本当にぎりぎりのところかなというところを見ながらやっているというような現状だということは御理解いただきたいと思ってます。

でないと、やっぱり誰でも彼でも免許持ってるからいいというものではないです。で、じゃあ、小型のマイクロであれば中型免許を持っていればいいって言われても、私も中型免許持ってますけど、とてもじゃないけど子どもたちを乗せてマイクロなんかよう運転しませんし、やっぱりそういったことだと思ってます、運転手の確保というのは。ですし、やっぱりこれだけ事故が起こるニュースを見せられれば、やはり慎重にならざるを得ないっていうのが今の現状ということで御理解いただけたらと思います。以上です。

○齊尾委員長

前田委員。

○前田委員

最後にするって言いましたが、さっき運転手の話出ましたんで、運転手の話も聞こうと思ってたんですけど、確かに確保が難しいですし、今運転しておられる方に話を聞くと、冬とか、特に除雪がうまくできてない状態で、天神川の土手沿いをひたすら走る、もう恐ろしくてしょうがないと、子どもを乗せて。何かあったらどうしようって言って、運転に自信はある程度あるけど、やっぱり恐ろしいんだよっていうことを言っておられました。そういうことも含めて、運転手さんの確保、課長もずっと難しい、大変だ大変だって言っておられます。確かに大変だと思います。特にスクールバスとか給食センターの運転手さん、ふだんいろんな仕事をされながらじゃないと、それだけで生活が成り立つわけではないので、どうしてもちょっと定年なり、今までバスの運転手さんなり、トラックを運転しとられたような方でも、定年を迎えられたような方が対象になってくるのかもしれないですけども、逆にそういう方になると、ちょっと年配というか、年齢がかなり上がってるので、これに対しても、世の中、高齢の方についていう話もありますんで、大変だなんていうのもありますけども、それを言ったら何もできないもんですから、取りあえずそういう運転手さんにしても、結構周りにも、今まで観光バス運転しとられた方が定年で、そこまで、もう70歳とか80歳になっとられるわけではないですけど、定年を迎えとられるような方もおられたりとか、町内にはやっぱり、町内でも、町外でもでしょうけど、ある程度そういう経験の方がおられますけえ、その人が受けていただけるか受けていただけないかは分かりませんが、運転手さんがおらんおらんだけじゃやっぱり子どもの安全も確保できないので、そういう面も含めて、ちょっといろいろ今後話合いをしていただきたいと。運転手さんの確保が難しいから今までどおりですよっていうんじゃないくて、やっぱりいろいろ手を尽くしたけど、おられんですがついていう形にしていただかないと、最初から難しいので、難しいのでだけじゃなくて、やっぱりある程度確保もするような方策もちょっと考えながら進めたいなと思います。ちょっと無理くり言っとるのは分かっとなんて、こちらも。ただ、や

っぱりぜひ、そういう思いがありますので。教育長もいろいろ考えるっていうことを言っておられますが、答弁で。教育総務課長も今まで答弁いただいていますので、ぜひちょっと期待をしますので、今日はこのくらいにしておきますけど、ぜひ。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

運転手の確保については、委託とかも考えないといけないのかなというふうには思っています。他町の例で見ておられる部分もあると思うんですけど、委託をかけとられる団体もありますし、ただ、そうしたときの費用感だとか、いろいろ出てくると思えます。そうすると、じゃあ、どれぐらいまで出せるのかっていうようなところも出てきますので、そういったところかなというところですよ。

ちょっといろいろ、じゃあ、どういった基準でスクールバスを回すだとか、ちょっとその辺はまた考えたいなというふうには思っていますが、やはりどうしても一つは距離になってしまうっていうところは、ここは御理解いただきたいです。ではないところで、何かこういう基準はどうだっていうような御意見があれば、また教育総務課に寄っていただいて、御意見いただければ非常に助かります。以上です。

○斉尾委員長

前田委員。

○前田委員

言われるように、湯梨浜は流通が回してますけども、そういうのもひとつ、ぜひ検討していただきたいと思います。すみませんでした。ありがとうございました。

○斉尾委員長

この件につきまして皆さんのほうから質疑はございますか。

ないようでございますので、では、私のほうから別のことでお聞きしたいと思えます。

最近、県道の南側のほうに住宅が建ったのを、言わばアパートとか、そういうものが建ち始めております。そんな中で、やっぱりお子さんを抱えておられる家族の方がおられるようでして、例えばですけど、北側に集合場所がある場合、県道を渡っていくというケースが時々散見されるということを聞いたりします。横断歩道を渡られればいいんですけど、そうではなくて、多分ぎりぎりなんでしょう、その集合場所に行くのに。周りを見ながら、注意しながら県道を渡られるというようなケースを、その辺を、要は運転されてる方から聞くんですね。教育総務課としてそういうことを把握しておられるかっていうことがまず1点。ちょっとこれについてはどうでしょう。

○永田副委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

特に個別の部分については把握はしておりませんが、それについては保護者がきちんと交通安全を子どもに教えるべきところですし、保護者としてっていうところで、そこはやはり安全対策は保護者が十分にとるべきところだと思っておりますし、教育的にも横断歩道を渡る、できれば信号があるところを渡るっていうことだと思えます。

もう少し言うと、ちょっとどういった通学経路かは分かりませんが、別に集合場所が何か所かあってもいいかなと思ってます、そういう意味でいうと。県道より南側に学校はあるわけですから、大栄地区の話だと思います、北条でも一緒か。例えば合流場所を何か所か準備しておくっていうのも一つの手かなとは思ったりはします。

例えばの事例ですけど、私、下神ですけど、下神の集合場所、集会所です。集会所って部落の真ん中辺りにあるんですけど、それで、集合場所に全員が集まると、ある家庭

の子は何百メートルも学校とは反対に歩いて集合場所に集まって、また同じ道を帰ることになりますので、今の話で暑さ対策も含めてですけどってようなことがあるんで、通学路の近い地点で保護者と待っていたりだとかってようなことでの対策は取られております。以上です。

○永田副委員長

齊尾委員。

○齊尾委員長

下神という地名が出たので言いますけど、下神より東側の自治会です、私が今の発言させていただいた内容は。ですので、やっぱり近いんですね。学校には近いんですけど、そこよりもちょっと逆走するということもあるようであります。

思うのは、保護者の責任ですよということについて、今、課長は言われましたけど、それについてはしっかりと周知してあるのかどうか。

○永田副委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

改めての周知まではしてないです。集合場所もそうですけども、町としてなり、関係機関として各管理している場所、例えば通学路の通常の交通安全を行った上での安全確認や安全の確保っていうのは、我々の責任だったり、それぞれの責任だと思っておりますが、そこから先の安全対策っていうのは、やはり保護者の方にしていただかないといけない。これは周知云々の話ではなくて、それは通学以外でも自覚していただくところかなというふうに思っております。以上です。

○永田副委員長

齊尾委員。

○齊尾委員長

課長の言うことも分かるんですけど、やはりお子さんの命を守るっていう観点からは、責任の範囲は集合場所から学校までかもしれませんよ。でも、そこに集まるまでのことについてはやっぱり、関知してないっていう何か無責任ではなくて、しっかりと周知していただいて、そこにも学校は責任持てなくなりますからぐらいのことはね、だから親御さんで責任持ってくださいぐらいのことは言わないといけないんじゃないんですかと私は思いますけど。

○永田副委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

すみません、ちょっと今のところ改めて周知するようなつもりはないです。やはりそこは各保護者の自覚の問題だと思いますし、もちろんそういったことを、これに限らずですけども、お話はさせていただいてるというふうには考えておりますけども、改めてそのことだけを取って周知するようなことは今考えておりません。もちろん、その中で、学校側が毎年、通学についての交通安全の指導っていうのは行っておりますので、保護者に対してもそういったことが含まれているというふうに私は考えております。以上です。

○齊尾委員長

課長がそういう考えであれば、それ以上は申し上げて仕方がないので、ただ、事故が起こってからでは遅いなという、そういう気がしております。

家から集合場所に行くまでは、ちょっと遠回りになるかもしれないけども、横断歩道を通るようにということなどは、当然、警察とか交通安全のそういうようなことで教育はされてるとは思いますけど、何かの機会にぜひ一言でも言ってもらいたいなと思

ますが。

○永田副委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

そういった御意見があったということについては学校にも伝えておきますので、何かの機会にそういった事例があるよってということが言えるのかどうかは置いといても、交通安全をしっかりと守って、安全な登下校をしていただくような指導をこれからもやっていきたいと思います。以上です。

○斉尾委員長

このことについて皆さんのほうから。

永田委員。

○永田副委員長

永田です。先ほど、スクールバス、集合場所等もありましたけども、夏休みに向けて多分、皆さん、子ども会、生徒会等であると思いますけど、自転車の件も含めて、交通安全、改めて、各子ども会、生徒会などで指導していただけるような、そういう体制を少し検討していただければと思います。

○斉尾委員長

松本課長。

○松本教育総務課長

その件については、年度の初めに毎年度、各学校で行っております。以上です。

○斉尾委員長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

ないようでございますので、以上で所管事務調査を終わります。

では、暫時休憩いたします。

(9:46) 【松本教育総務課長 退室】

(9:46~9:48) 【休憩】

(9:48) 【小澤総務課長、前田町民課長 入室】

4 付託議案の審査

○斉尾委員長

休憩前に続き、再開をさせていただきます。

日程4、付託議案の審査に入ります。本定例会において、総務教育常任委員会に付託された議案は5件でございます。審査は日程に従って行います。まず、議案について質疑を行い、執行部退室後、討論、採決に入ります。

それでは、これより付託議案に対する質疑に入ります。質疑については、ページ数についても皆さんのほうから言っていただいて、質問をしていただくようお願いいたします。

議案第43号から審査をするということでよろしく願いいたします。専決処分の承認を求めることについて（北栄町税条例の一部を改正する条例）についての質疑を許します。

長谷川委員。

○長谷川委員

1点だけお聞きします。今回の税条例の改正によって、北栄町の税収は、個人住民税と自動車税もありますけれども、固定資産税もありますし、説明会資料に出てる項目だ

けでも、影響額はどうなるのかっていうことを教えていただきたいというふうに思います。

○斉尾委員長

前田課長。

○前田町民課長

お答えします。まず、給与所得控除のほうなんですけども、均等割非課税の対象者が111人、それから、その上で、220万円までが影響を受ける所得割減額の対象になってくるんですけども、その対象者が、ちょっと待ってください。

○斉尾委員長

暫時休憩いたします。

(9:54~9:55) 【休憩】

○斉尾委員長

では、再開いたします。

前田課長。

○前田町民課長

すみません、失礼しました。112万円から220万円までの給与収入額の所得割減額になる対象者が1,055人あります。それで、非課税均等割に影響するところが111人です。で、均等割は3,000円ですので、33万3,000円の影響額があります。それから、所得割減になる対象者のところの影響額としましては、791万4,000円が影響をします。

それから、ひとり親控除の部分についての影響なんですけども、ひとり親控除の対象者数は、現在把握しておりますのが191人で、控除額が30万から33万円と3万円引上げになります。3万円の10%が控除の影響に当たる部分になりますので、1人当たり年間3,000円の減収、減税になってきます。全体にしますと57万3,000円の減税の効果が出るというふうに今、見込んでおります。

把握してるところでは以上です。

○斉尾委員長

説明が終わりました。

長谷川委員。

○長谷川委員

軽自動車税の性能割の廃止については、これは県のほうでしか把握してないということですかね。

○斉尾委員長

前田課長。

○前田町民課長

後ほど回答させていただいてよろしいでしょうか。予算に上げております環境性能割のところで、年間入ってくる分が減額になりますので、その影響額、予算の段階でも説明させていただきましたけども、ちょっと固い数字は後ほど。

○長谷川委員

丸々入ってこなくなるということですね。

○斉尾委員長

前田課長。

○前田町民課長

そうですね。その部分につきましては、国のほうで補填を考えているということで聞いておりますので、後ほど回答させていただきます。

○齊尾委員長

よろしいですか。

長谷川委員。

○長谷川委員

先ほどおっしゃっていただいたんですけども、国のほうが補填を考えてるっていうことは聞いてるんですけども、大体いつ頃、どういう形でっていうのは、もうはっきりしているんでしょうか。

○齊尾委員長

前田課長。

○前田町民課長

具体的な時期については国のほうから示されておられませんけども、税制改正の案といえますか、こちらで聞いている限りでは、国の責任において手当てをしていくということで伺っております。

○齊尾委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

そうすると、まだ具体策については何も知らされていないということですね。

○齊尾委員長

前田課長。

○前田町民課長

委員おっしゃるとおりです。

○齊尾委員長

よろしいですか。

○長谷川委員

以上です。

○齊尾委員長

ほかに質疑はございますか。

前田委員。

○前田委員

私もちょっと影響額を聞こうかと思って、今、影響額はお聞きしたんですけども、国の補填っていうのは、軽自動車税のところは補填されて、ほかの個人住民税とか、そっちのほうも国が補填してくれるんですか。そこはなくて、軽自動車税の今まで環境性能割等で頂いてたところだけが補填になるのか。

○齊尾委員長

前田課長。

○前田町民課長

軽自動車税のところについてはまだ示されてませんが、国のほうで責任を持って補填するということです。

そのほかについては、減収分については、国の交付金の算定基準に含まれてきますので、その中で補填されていくという形になってきます。

○齊尾委員長

前田委員。

○前田委員

分かりました。

これに関しても4月から、軽自動車じゃなくて、普通車の自動車の所得税、いわゆる前でいう取得税、今だったら環境税とかいろいろやっとなんですけど、もうゼロ円に

なったんですよね。それが今まで、その税収を地方自治体に交付金みたいな形で出してくれてたじゃないですか。それはゼロになる、ゼロになったか、ゼロになっちゃうと思うんですけど、もう入ってくるもんがないので、払いようがないので。そういうところの措置っていうのは何かあるか。

○齊尾委員長

前田課長。

○前田町民課長

その辺りについては、具体的なところはちょっとまだ把握はしておりません。

○前田委員

把握してない。また聞きます。

○齊尾委員長

ほかに質疑はございますか。

ないようでございますので、議案43号については、長谷川委員の質疑の答弁を残して、次に進みます。

次に、議案第48号、北栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を受けます。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ありませんので、質疑を終了いたします。

次に、議案第49号について質疑を許します。質疑はございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑はございませんので、質疑を終了いたします。

次に、議案第50号、北栄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はございませんか。

前田委員。

○前田委員

すみません、議案第50号ですけども、いろいろ考えられてこういう、一度、定年ではないですけど、辞められた方をまたってということなんですけども、実際辞められた方や、またやってもいいよっていう目星というか、成り手、あられるんですか。あと、取りあえず、そういう声を聞いておられるのか。

○齊尾委員長

小澤総務課長。

○小澤総務課長

これは実際、今の消防団員の方からやっぱりこういった危機感っていう声が上がってきましたんで、こういった制度があるということで、役員の中でももんで、導入しようということになったんで、やはりOBの方はそれぞれの地域におられますんで、そういった方に声をしていくということで、これが導入されればある程度各分団は目星というか、この人に当たってみようっていうのは思っられると思います。

○齊尾委員長

前田委員。

○前田委員

そういう形なんですね。町がもうそういう形で当たっていかれて、現消防団員さんが、先輩に当たられる、辞められた方たちに、消防団員にこういう制度ができたから、そういうときには手伝ってもらえないだろうか、成り手になってもらえんのかなっていう声かけで集めていくと。いわゆる、先ほどありましたけども、まずこれを、消防団員さんが危機感を持っておられて、何とかしたいっていうところからこの案が出てきたということ、この2つについて。

○齊尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

前田委員が言われるとおり、消防団員のほうから危機感が上がってきて、こういった制度っていうのを、実際、県内で米子市がされてるんで示して、それでいきたいと思います。ということで、なので、この条例が可決されましたら、各分団のほうから勧誘をしていただくというような形になっていきます。

○齊尾委員長

前田委員。

○前田委員

それを見越した上で、先ほどに戻りますけども、消防団員の人たちがそういうふうに危機感を持ってやられて、消防団員のほうからしたら、何とかこれでやってくれる人がおるだろう、何とかおるだろうみたいな感じの手応えがあるんですか。話いろいろされとられると思いますので。

○齊尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

手応え、こればかりはしてもらえるかどうかっていうのは、ちょっと頼んでみな分かりませんので、受けてくださるかどうかは、ちょっとそこはもう本当、頼んでみてっていうことになってくると思いますけど。ただ、本当に今の現状としてはお勤めの方が多いってところで、特に昼間の火事ですね、やっぱり不安があるというところで、何とかそこを打開策っていうことでこういった制度を、全国でも今、令和7年の4月現在では全国で4万人程度、803の市町村で導入されてますんで、国のほうもこういった機能別団員っていうのはどんどん推進してもらいたいっていう方向出してますから、うちもこれを取り入れて、何とかそういった課題解決したいっていうことでしてますんで、あとは本当、各分団の勧誘に力を入れていただきたいなと思ってます。

○前田委員

分かりました。

○齊尾委員長

ほかに。

永田委員。

○永田副委員長

同じく勧誘に関するこの分ですけども、大体これぐらいの人数の方になりそうとかいうイメージは、全く現時点ではないか。

○齊尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

それはないです、幾らになりそうというのは。

○齊尾委員長

永田委員。

○永田副委員長

次にですけども、登録をしていただくと年額が1万円ということで、活動実績がなくても1万円になるということです。この1万円の妥当性というのがちょっと、どこから1万円が出てきたのかというのを伺っていいでしょうか。

○齊尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

この報酬については各市町村で条例で定めるということになってまして、基準額っていうのはないんですけど、参考にさせていただいたのは米子市が既に導入されてますので、米子市が1万円で設定されていたものを参考にさせていただきました。

○永田副委員長

分かりました。

○斉尾委員長

ほかに質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員

今は消防団のOBの方を対象にという話なんですけれども、それ以外には対象は考えてはおられるってことはあるでしょうか。

○斉尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

先日の蓑原議員の総括質疑でも質問があったときにお答えさせていただきましたけど、例えば自衛消防団の方、各地域、自治会で自衛消防団、結成されるところもあって、実際に水出しとかされてますから、例えばそういった方を、いきなり消防団入るの抵抗があるかもしれませんので、まず、こういった機能別団員という形——そういった技術持ってもらえる方がおりますんで、火事の時だけでも入ってもらおうという形だと入りやすいかなと思いますんで、そういった方でも勧誘して、機能別団員になってもらうのもいいですよってということで、4月の消防団の役員会の際にも町のほうから、こういったOBだけじゃなくて、そういう地域の自警団の方も勧誘していただいてもいいですよってということで提案させていただいて、そういったことも考えてくださっていいことは話をさせてもらってます。

それから、あと、先日、蓑原議員からあったように、防災士の方もどうですかっていうことがあったので、本当にやる気がある方であれば、それは入っていただいて、入っていただく中で訓練はしていただければいいと思いますので、その分団の中で。月に何回か水出しされてますんで、そういったのに参加していただきながら訓練していただいて、なっていただくというのも可能かと思ってます。

(10:09) 【前田町民課長 退室】

○斉尾委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

それと、そうになっていただく方の年齢制限っていうか、あんまり高齢ですと体、いろんなこと支障が出てくると思うんですけども。

それと、それから、いわゆる出動指令が出た場合に、どれだけのそれに応じる義務があるのかっていう、その辺、それこそまだ動ける人っていうのは仕事がある人が大概だと思うんですけども、その責任の度合いっていうのはどういうふうになっているんでしょうか。

○斉尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

それは消防団員、基本団員と同じです。やはり火事になれば、基本的には出ていただ

くと。ただ、仕事でどうしても出れないというのは、当然出れない状況はあるでしょうから仕方ないですけど、そこは基本団員と同じですね。火事場のときにはやはりまず出ていただくということが。

○長谷川委員

できるだけということですね。

○小澤総務課長

そうですね。それから、年齢については特段設けてはいませんが、やはりそれなりの活動、火事場で動ける方っていうことになりますので、そこは分団から推薦していただくという形取りますんで、そこはある程度動ける方っていう範囲の中でお願いしたりとかっていうことをしていただけたらと思ってますので、特に何歳っていうことは、線は設けてません。

○長谷川委員

以上です。

○斉尾委員長

よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

中井委員。

○中井委員

3月の一般質問でも質問をしました。自衛消防団っていう組織っていうのがあるんですけど、あくまでもこれは自衛ですんで、各自治会なりが設置するものであると思ってます。この一般質問のときに、いわゆる町のそういう自衛団に対してのポンプ操法の大会っていうのがなくなったと。その後、自衛消防団はどうなったかっていうと、水を出す管理ぐらいのことしかしなくなってるんです、実際は。やっぱりポンプ操法があった頃の団員たちっていうのは技術もしっかりしてて、いざ火災があったときにもきちんと活動できる技術を持っておられます。ところが、現在はもうそれが廃れてしまってる。それを考えたときに、やはり町主導でそういう技術を自衛消防団に与えてもらえれば、身につくようにしてもらおう機会をつくってもらえれば、自衛消防団のほうからも、やはり町のほうにもある程度の基礎知識ができてる状態でいきやすいんじゃないかと思うんですけど、この辺についてお願いします。

(10:12) 【前田町民課長 入室】

○斉尾委員長

小澤課長。

○小澤総務課長

やはり水出し訓練っていうのはそれぞれ自衛消防団で訓練されてると思います。本当そこが大事なところだと思ってます。その際、3月の、多分、定例会の答弁でも申したとおり、消防署のほうに依頼していただければ、訓練自体は指導に来ていただけたらということで確認取っておりますし、そういったことを今後、自治会長会とかでもそういった訓練の際は呼んでいただけたらと派遣されるということは周知していただいて、そういったことで各地域の防災力というのを高めていただきたいと思います。

ただ、大会っていうのは、やはりなかなか今からまたするっていうのは難しいと思っております。やめたきっかけも、本当にだんだん参加者が少なくなって、大会として成立しなくなってきたという経過もありますので、それをちょっと再度するっていうことは今考えておりませんが、地域での訓練、防災力を高めるための周知というのはいきたいと思っております。

○齊尾委員長
中井委員。

○中井委員
言われることは十分に分かっています。僕が言いたいことは、自衛消防団の技術が向上すれば、町のほうに移行していく人も増えるんじゃないかと思って発言させていただきました。以上です。

○齊尾委員長
小澤課長。

○小澤総務課長
おっしゃるとおりだと思います。やはり地域の防災力、まず初期消火になるのは地元の方が一番先に行って消していただくのが一番だと思いますので、そこが本当大切な部分だと思いますので、先ほども言いましたけど、防災力高めるために本当に各地域で訓練していただけるようお願いと、その際は消防の職員も出ますよっていうことを周知していきたいと考えております。

○齊尾委員長
ほかに質疑はございますか。
ないようでございますので、議案第50号についての質疑を終わります。
次に、議案第51号についての質疑を許します。ありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）
ないようでございますので、質疑を終了いたします。
先ほど申し上げましたけども、町民課長の長谷川委員に対する答弁保留がござい
ます。準備ができていますということでございますので、報告をお願いいたします。

前田課長。
○前田町民課長
先ほど長谷川委員から御質問ありました軽自動車税の影響、環境性能割の影響額についてでございます。決算見込みということでの額になりますけども、約573万円、影響が出てきます。以上です。

○齊尾委員長
長谷川委員、この件についてよろしいですか。

○長谷川委員
結構です。

○齊尾委員長
以上で付託議案の質疑を終わります。課長さんにつきましては、退席させていただいて結構でございます。
ここで暫時休憩を取りたいと思います

(10:17) 【小澤総務課長、前田町民課長 退室】

(10:17~10:37) 【休憩】

○齊尾委員長
休憩前に引き続き再開をいたします。
これより討論、採決に入ります。
議案第43号について討論はございますか。
長谷川委員。

○長谷川委員
私は、議案第43号、専決処分の承認を求めることについては、この承認に反対いたし

ます。その理由の一つは、軽自動車税環境性能割の廃止によって、自動車の脱炭素化を遅らせることにもつながりかねず、CO₂の削減、地球温暖化対策に逆行することになりかねないことであります。もう一つの理由は、個人住民税について、地方税独自の非課税限度額制度である基本額等は引上げを行いません。所得税の課税最低限の引上げで恩恵を受けるのは、年収190万円超から220万円の給与所得者に限られ、給与所得控除が74万円以上、給与所得者、年収220万円超、また、年金生活者、給与所得ではないフリーランス、それから個人事業主、非課税世帯というのはこの減税からは取り残されます。物価高騰が続く中で、社会保障の拡充や所得再配分機能の発揮によって生活に苦しむ住民の負担軽減を地方税制の面から図るべきですが、本改正はその役割を果たすものとなっていない。

こうしたことから反対をいたします。以上です。

○斉尾委員長

討論が終わりました。

ほかに討論はありますか。

討論を終わります。

それでは、決を採ってもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

異議なしということで、採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手（5人）〕

○斉尾委員長

賛成者5名であります。よって、賛成多数で、本案は、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第48号についての討論を行います。討論はありますか。

討論がありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号についての討論を行います。ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がございませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

では、次に、議案第50号についての討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶものあり）

討論ありませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号についての討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼

ぶ者あり)

それでは、討論がございませんので、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された5議案の審査は終了しました。

それでは、委員会審査報告書についてでございます。それでは、委員会審査報告書の案をお開きください。

お諮りいたします。空欄となっています審査の結果の欄に、先ほどの審査結果のとおり、議案第43号は原案承認、それ以降、議案第48号から議案第51号については原案可決と入れて提出したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

では、委員会審査報告書はそのように作成し、提出させていただきます。

5 陳情の審査

(1) 〔陳情第5号〕自衛隊員の政治的中立性の確保についての陳情

○斉尾委員長

引き続きまして、日程5、陳情の審査に入ります。

(1)陳情第5号、自衛隊員の政治的中立性の確保についての陳情について、皆さんの御意見を賜りたいと思います。ございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員

私は、この陳情については全くそのとおりだと思いますので、採択することに賛成でございます。政府答弁は問題ないというような言い方をしてますけども、制服で一政党の会議に出るっていうのはやっぱり問題があると、中立性に対して問題があるということをも思いますので、採択ということに思います。以上です。

○斉尾委員長

ほかに御意見をいただきたいと思いますか。

河本委員。

○河本委員

私も中立性っていう側なんですっていうことを言われると、おっしゃるとおりだなと思いますので、賛成でいいと思います。

○斉尾委員長

ほかの皆さん、いかがでしょうか。もう意見はよろしいですか。

意見がないようですので、決を採ってもよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、採決を行います。

陳情第5号について、自衛隊員の政治的中立性の確保についての陳情について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手(6人)〕

○斉尾委員長

全会一致。ありがとうございます。賛成者全員です。よって、本委員会においては、陳情第5号について、採択すべきものと決しました。

次に、委員会の意見について、皆さんの意見をお伺いいたします。

永田委員。

○永田副委員長

委員会意見ということです。陳情の趣旨にもありますが、自衛隊員の政治的中立性に疑義があるためではいかがでしょうか。

○斉尾委員長

今、永田委員のほうから、自衛隊員の中立性に疑義があるためというような御意見をいただきましたが、これについて皆さんのほうから御意見をいただきたいと思います。意見がないようですので、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

異議なしという声がございましたので、この内容で委員会の意見といたします。よろしいですか。よろしいですね。

次に、意見書の提出についてお諮りいたします。意見書の提出については……。

事務局。

○手嶋局長

すみません、今の委員会意見をもう一回ちょっと読み上げをしてもらってもよろしいでしょうか、間違いがあると（いけないので）。委員会意見のところをもう一回いいですか。

○斉尾委員長

では、委員会意見として、自衛隊員の中立性に異議があるため。

○手嶋局長

永田委員さんは、政治的中立性についていう……。

○永田副委員長

政治的中立性に疑義があるためと述べました。

○斉尾委員長

もう一回確認します。自衛隊員の政治的中立性に疑義があるため。よろしいですね。

○前田委員

さっき決は採っちゃっとるだけ、こんなは確認だけだけ。

○手嶋局長

承知しました。すみません。

○斉尾委員長

では、次に措置について、意見書の提出について、するかしないかということでございますけども、ありということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

提出方法ですけども、委員会提出でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

意見書の確認ですけども、出されとる内容でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

異議ないということで、この内容で提出したいと思います。

送付先でございます。（「書いてあるとおりでいいです」と呼ぶ者あり）

提出先については、内閣総理大臣、衆参両院議長、防衛大臣というふうに（陳情の）提出者のほうからはなってますが、これでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、これに決したいと思います。

以上で陳情の審査を終わります。

6 協議事項

(1) 9月定例会の調査項目について

○斉尾委員長

次に、協議事項ということで、9月定例会の調査項目ですね。これについて、次回委員会で調査したい事項等ございますでしょうか。

今、この場でないようでありましたら、また後日でも結構でございますので、委員長のほうへ申し出ていただきたいと思います。

(2) 閉会中の継続調査申し出について

○斉尾委員長

次に、閉会中の継続調査申し出についてでございます。申し出について、閉会中の申し出をするかしないかということでございますけども、するというところでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

申し出をする場合でございます。調査内容は、総務教育常任委員会の所管する事項ということでございます。そういうふうにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

(3) その他

○斉尾委員長

次に、(3)その他でございます。協議事項の(3)その他、何かございますでしょうか。ないようでございます。

7 その他

○斉尾委員長

7、その他、何かございますでしょうか。(「ありません」と呼ぶ者あり)
ないようでございますので、私のほうから一つ申し上げたいと思います。

視察先についてでございます。前回のときにも若干触れさせていただきましたけども、視察先について、視察するかしないかということがまず最初にあるかと思えますけども、視察する場合、じゃあ、どこに行くかということを含めて、皆さんのほうから御意見を賜ればということでお話をさせていただいたと思います。これにつきまして、皆さんのほうから御意見をいただきたいと思います。

長谷川委員。

○長谷川委員

場所とか、どこってというのは何も調査をしてないんですけども、公共交通についての先進地といいますか、これまでも見てきたところはあるんですけども、参考になるところがあれば、行ってみたいというふうに思いますが。

先ほど来、最初あったようなスクールバスの問題とか、高齢者にとっても交通機関が非常に減ってきておりますので、なかなかちょっと動きづらいところが出てきているので、そういう福祉の面からも含めて、いいところがあれば探したいなというふうに思っています。

○斉尾委員長

ありがとうございます。公共交通の先進地、大きな問題だと思いますので、これについて、長谷川委員のほうからは、場所についてはというような話もありましたが、もう少し意見を、皆さんのほうから、じゃあ、みんなで行こうじゃないかっていうような御意見でもいいと思いますし。事務局のほうで、こういう先進地っていうのはどうですか、心当たりとか。

○手嶋局長

ないです。

○宇山主任

国交省のホームページに地域交通の活性化・再生への事例集ってというのが都市名と、どういう政策かと、内容が載ってるんで、そういうところから探してみられたらいいじゃないですかね。

○長谷川委員

どこ、総務省か。

○宇山主任

国交省です。公共交通先進事例とかで検索してもらったら多分、全事例一覧っていうのが出てくるので。

○斉尾委員長

それは第一候補ということで、1か所探すっていうことでよろしいですか。日にちとかそういうのは今、まだ大丈夫か。

○手嶋局長

まずは今、予算を取らないことにはできないんですけども、恐らくもう次は9月定例会の9月補正ですので、恐らく7月の中頃には概算額が分かってないと多分。査定がありますので、8月頃には。8月はお盆があったりとかして、町長がおられない、不在の時間帯も多いですし、東京出張が町長たくさん入ってらっしゃるので、恐らく7月の二十何日ぐらいが入力期限になってます、多分。8月の中頃、お盆を避けるか、お盆の最中になるのか、町長査定があるはずで。で、9月への提案ってような格好、ぎりぎりになると思いますので、7月中旬までには行き先と大体の額が決まっていることが必要だと思います。

くれぐれもですけども、財政査定が通らないことには予算化はできませんし、財政査定の段階で言われているのは、まずはオンラインでできないのか、そこっていうことがまずありますし、それから、行って帰ってきた後の、言えば、視察をされてきて、どのように視察先の事例を北栄町に取り入れていくとか、どういうふうに結果を出していくのかっていうところがある程度見えてこないことには視察として旅費をつけるわけにはならないということになると思いますので、その辺りを踏まえた上で、多分、会期中ではない継続調査の中でやっていただく話合いになると思いますけれども、行き先と、それから研究事例をどういうふうにしていくのかっていうことを皆さんで話し合ってください必要があるかと思います。

それと、もう一つ、視察先ですけども、大体が11月ぐらいまでに視察を打ち切ってくれていうところが多いので、チャンスとすればもう9月で出して、10月終わりから11月にかけて行かれる行程しかちょっと難しいかなと思います。近県での事例などを中心に、北栄町に取り入れやすい内容であるかどうかといったことを踏まえて検討いただけたらと思います。

○斉尾委員長

今、局長のほうから大まかな、7月中旬ぐらいまでにある程度の行き先、あと、予算等も出てないというふうなお話のございましたので、行くんであれば、早急に詰める必要があるかなと思います。

それで、私のほうで個人的に行ってみたいというところを3つばかり選んできております。これについて、皆さんのほうから意見を賜りたいと思うんですけど、一つは兵庫県豊岡市、ここでは第4次豊岡市男女共同参画プランっていうのを策定しております、前市長だったと思うんですけど、女性がどんどん流出してしまうというふうな状況で、市が消滅しかねないという危機感の下からそういうふうな取組を始めたということを知っております。実際にどういうふうな成果が出てくるかっていうことも含めて、現

状、取組方法を含めて視察してみたいなということは個人的には思っておりました。

もう一つは、一般質問でも取り上げましたけども、大阪市立生野南小学校、こちらのほうが性教育を小学校、中学校にし始めて、いや、国の指針を基に性教育を始めて、荒れつつあった学校が暴力がゼロになった。その上に、なおかつ子どもたちの成績が上がってきているというような現状があるようでございまして、これの取組方法等を含めて学んでみたいとは思っておりました。

あと、これも近くですけども、兵庫県の明石市というところが、対話のスペシャリストっていう方を募集して、この方を中心にタウンミーティングを企画して、市民との意見交換をしながらまちづくりにつなげてるといような、そういうところがあるようでして、北栄町も広報委員会等を含めて、ここでやってるのはワールドカフェというようなことを導入して、人材を育成してると。ファシリテーターっていう人材を育成しとるとい、そういうことをやってるようでございまして、これが議会として取り組めるかどうかというところも見てみたい、学んでみたいなっていうところで、この3点をちょっと調べてまいりましたので、こういうところへ行けたらいいなと思っておりました。

近場ですので、3件ぐるぐるっと回れるかなということの思いもございます。それに付け加えまして、これ、全部回るっていうのもまた大変だっていうことであれば、どこかをやめて、長谷川委員からいただいた公共交通の先進地、前に京都府のほうでそういう地域の方たちがやってるようなところを一回見させてもらったようなことを覚えておりますけども、そこに行くかどうかは別にしても、そういうようなところも含めて行けたらなっていうふうに思います。

今ちょっとだらだらとお話をさせていただきましたけども、皆さんのほうから御意見をいただけたらと思います。

永田委員。

○永田副委員長

ちょっと個人的な感想に近い部分ですけども、斉尾委員のおっしゃられるところの視察先というのもあるんですけども、ソフト的なところが非常に多いので、視察ではなく、まずはネット、ウェブなどというように形になりそうな気がするんですが、近場なんで、くるくるっと回るのは多分可能なんだろうけども、果たして先ほど言われた男女共同参画、あるいは性教育の関係、対話のスペシャリストさんの関係と、現地のほうで見るハード的なイメージがやっぱり強いイメージなんですけども、ちょっと視察にはなりにくいのかなと。勉強としては非常に興味があるんですけどね。あるんですけど、視察先としてはちょっとどうなんだろうなというところが若干感じております。

公共交通に関するところは、現地のハードがありますんで、そういう現地に行かないとちょっと分かりにくいものであれば、当地に出向いてという気もするんですが、その辺のところ、いかがなものでしょうか。

○斉尾委員長

局長。

○手嶋局長

おっしゃられるとおりだと思います。まず、北栄町で何が課題になってるかいなっていうところを注視していただけたら、行き先っていうのもおのずと分かってくるんじゃないかなと。例えば長谷川委員がおっしゃられたように、今スクールバスの問題であったりとか、なかなか公共交通がこれだけ発展してない集落が多い中で、なかなか出かけるの、買い物環境もどんどん悪くなっている。その何かのヒントを得る、もしくはその現場感を感じる、そのための課題解決のために聞いてくる。で、議会のできることは何かっていうことを考えた上でこの視察先っていう選び方であれば、私はありだと思っ

ています。実際に財政査定でも説明ができると思っていますが、例えば今、北栄町で男女共同参画ですけれども、どのように進んで、何が課題になっているかっていうところの視点で、例えば女性が参画できてないとか、女性の流出が極端に北栄町の場合は多いから、それを戻すためにはどうしたらいいかっていう課題感がある中でここに行くんだっていうことであるならあると思いますけれども、今の状態でいくと、そこまでの調べがない中で、議会でどうやってこれを取り入れて取り組んでいくのかっていう先が見えん中でこれを出されても、なかなか難しいかなと。永田副委員長がおっしゃられたように、個人的な勉強としてはすごく興味はあるけれども、これを委員会として行って、どういうふうにこれを結果として出すんだっていうことの先が見えてないものについては、ちょっと非常に予算として説明がしにくいと考えています。

また、生野小学校の性教育の現場もそうですが、例えば北栄町の課題感の中で、どうしても全国学力調査だとか県の学調だとか、いろんなものの中で成績がアップしない、その理由が、例えば性教育にあるんだっていうことが明らかに分かっているんであればここに行く意味があると思うんですけど、性教育をしたから直ちにそれで成績がアップするかどうか。例えば北栄町の中で校内暴力があるんならあれですけども、そういう事例は聞いてませんし、そういう中で、ここを見に行行って持ち帰ったものが北栄町に何に反映するんだろうかって思ったりします。

また、明石市ですけども、対話のスペシャリストということで、今、広報広聴常任委員会が取り組もうとしているワールドカフェのような取組が生かされる面々はあるかと思うんですけども、総務がなぜワールドカフェを学ばなきゃいけないかという、それだったら広報広聴じゃないのかってのも思いますし、ちょっとこのところのつながりが分からないと、なかなかこの組立ては難しいのかなと思っています。

どれも決して悪い取組ではなく、先進事例ですから、好例だと思いますけれども、その好事例が北栄町にとってどういうふうに取り入れられて、どういうふうに北栄町は変わっていくべきなのかとか、そういう課題整理ができていって初めて研究成果というのが出るといいますんで、その点をもう少し、これがいけないと言っているわけではなくって、これを取り入れるんだったら、なぜ行くかっていうところをもう少し突き詰めていただきたいと思います。以上です。

○斉尾委員長

永田委員。

○永田副委員長

先ほど局長のお話であれば、自分が言ったようなソフトだ、ハードだ関係なく、課題感があるんであれば、行く意義があるのかということでもよろしいですね。であるならば、その課題感にマッチするかどうかというのを委員会でもむべきかなと思いますが、先ほど長谷川委員出された案と含めて、どっかで委員会として検討会を開くべきかなと思います。いかがでしょうか。

○斉尾委員長

皆さんのほうから、今の意見について。

前田委員。

○前田委員

私は、常々思ってるのは商業施設の誘致をすごく考えて、質問も何回もしてるんですけど、それに対して企画財政課がそういう買物支援とかっていうことで、うちにも、総務教育にも合ってきますし、何かいいとこないかなと思って大分探して回ってるんですけど、自治体としてそういう整備をしたりとかっていうことは皆さんどこもしてもらってるんですけどね、なかなかそういう商業施設の誘致を成功したところっていうと、結構大きな市町、市とか人口のすごい多い町ばかりで、なかなか北栄町としては先進事例

に厳しいかなっていうのもあるんですけど、このままずっと、町長もなかなか重い腰を上げてごしならんもんですけえ、やっぱりそういう商業施設の誘致の先進的なところとか、どういうことをしたからこういうふうなところは来てくれたよとか、そういうのいいところがないかなってはずっと思ってるんです。それは見ないと、電話で話、ネット見るだけじゃなくて、やっぱりそういうのを見て、これだけのことをしてるんだねってのがやっぱり見て感じるのが大事かなっていうのを思ってるので、実はそれもずっと考えてるんですけど、なかなか。いっぱいあるですよ、先進地的なところはあるんですけども、なかなか北栄町にそれがそぐうかなっていうぐらい巨大な投資をしたりしとるところなんかもありますし、それこそイオンが誘致できたのはなぜかみたいなので、ごっつい金額かけとるみたいな話になるので、そうではないんですけど、ある程度のちょっとした商業施設の誘致、ちょっとずつ中部のほうに出たいっていうような企業があるというのを聞いているので、やっぱりそのためには、そういうところを誘致するためにはどういうふうに、マーケティングは企業がやることですけども、何ていうですかね、町が準備するべきかとか、そういうのをちょっといいとこないかなっていうのを思っと思います。

○斉尾委員長

企業誘致ですね。

○前田委員

企業誘致ってまでいうと、企業ですけんね、企業誘致っちゃ企業誘致ですけど。商業施設っていうのに限っていきたいんです。いろんな企業の誘致は今、既存の企業を大事にしたりとか、企業を誘致しても、今度は働き手とか、熊本が大変なことになるというのはテレビとかでもやってるんですけど、半導体メーカーが来て、給料がすごいから全国から人が集まるけど、逆に熊本の既存企業の従業員さんらがみんな辞めていっちゃって、そっちに移動しちゃってとか。飲食も給料を上げないといけないからとかっていう。今度、地元の経済が大変なことになってるっていうこともあるので、企業を、前は来てくれ来てくれっていう思いはありましたけども、ある程度人口の少ないところには、あんまり企業、企業というよりも、今困っている方、また、あと、選ばれる町目指すんだと、住んでもらう町を目指すんだったら、やっぱり商業施設ない町、若い人選びませんよね、まず。診療所もそうですけど、ある程度選んでもらうためのまちづくりとかっていうことを考えたときに、やっぱりそういうものの先進的なところがないかなっていうふうにずっと考えて、かなり探すんですけど、自分の探せる範囲内ではなかなか難しいところがあつて。

○斉尾委員長

局長。

○手嶋局長

何かちょっと今のだと民経さんに、民経の部分にもちょっと関わってくるんで、それであるなら合同で行くとか、合同でどうするのかっていう議論をちょっとしたほうがいいような気がします。

今、北栄町のまちづくりでいうと、小田急電鉄さん入られて、まちづくりのプロジェクト関わっていただいています。成功事例なんかは、言えば、小田急さん、いろんなところに入っていращやるので、そういうところで北栄町に近い形で何か参考になるところありませんかっていうのは企画財政課を通して聞くことは可能かもしれませんが、なかなか似て非なるものって少ないもんですから、それに取り入れられるかどうかってところですね。非常に難しいかもしれません。

○斉尾委員長

どうでしょう。ここで結論がなかなか出ないようでございますので、先ほど永田委員

が言われたように、また後日検討会のようなものを開催するかどうか。

前田委員。

○前田委員

委員長がやっぱり視察のこと出されて、皆さんで意見が出て、9月議会まで時間もないですし、言われるように7月の中旬ぐらいまでがリミットだच्छゅう話になると、早いうちにやっぱり今日の意見を聞いたり、皆さんの中でちょっと一回調べてもらって、今日出た意見の中でこういうところがあったよとかつていう話をする機会、当然持たないといけないですし、検討会というか委員会開けばいい話であって、いつでも開けるんで。早いうちに、例えば今、この定例会が終わった後でも、例えば二十何日に開きましようみたいな、皆さんの予定も日程も聞いて、あと議会事務局なりいろんな日程があると思うんですけど、そんなに長時間じゃないですから、取りあえず開くべきだと、早いうちに。せっかく提案していただいたりしてるんで。

○斉尾委員長

今の御意見をいただきましたので、早いうちにそういう委員会を開くということについて、皆さんのほうから。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斉尾委員長

異議はないようでございますので、では、日程調整をさせていただきます。

○永田副委員長

今、日程調整を。

○斉尾委員長

日程調整。6月の22日以降で。

よろしいでしょうか。22日から30日の間かなと思っておりますけども。

○手嶋局長

すみません、事務局としては、22日は例月出納検査があつて、ちょっと半日は駄目ですし、23日は中部議長会の正副議長と事務局研修会があるので、私はいません。

○前田委員

24日、25日の辺で。

○斉尾委員長

24日、25日の間で都合の悪い方。

○秋山委員

24日が悪いです。

○斉尾委員長

24日が悪い。

25日はどうでしょうか。よろしいですか。では、25日に決してもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、25日の時間は朝9時からでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、6月25日9時、25日木曜日ですけども、9時からこのことについて、皆さんとまた意見交換させていただきたいと思います。委員会を開くということで、テーマは視察先についてということの内容で、皆さんのほうからもしできる範囲で調べていただけたらと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○長谷川委員

2時間か、4時間か。

○斉尾委員長

1時間半ぐらいで終わりたいなとは思いますが、長くかかっても。できたら1時間ぐらいで終われば。

○前田委員

内容次第でね。

○斉尾委員長

以上で私のほうからの視察先の提案については終わりますけど、皆さんのほうから、その他について何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

8 閉会 （11：25）

○斉尾委員長

ないようでございますので、以上で委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

※この会議録は要点筆記である。